

## みんなで支える介護保険

問 保健福祉課 介護福祉係  
☎476-1111(141・142)

### ■障害者控除について

確定申告をされる方で、介護保険の要介護認定（要介護1以上の認定）を受けている方、または扶養家族で介護保険の要介護認定（要介護1以上の認定）を受けている家族のいる方については、『障害者控除』の対象になりますので、保健福祉課介護福祉係の窓口で『障害者控除対象者認定書』の申請をお願いします。

なお、申請書類をもとに調査を行いますので、認定書については後日郵送で交付いたします。（窓口では申請書の提出のみとなります）

※障害者控除対象者の認定は、原則として12月31日における現況により判断するものとなるため、交付は1月以降になります。

### 認定されると・・・所得税や住民税の控除が受けられます！ （要支援1～2の方は対象外）

#### ■障害者控除の判断基準

要介護状態区分	認定区分	控除額	
		所得税	住民税
要介護1～要介護2	障害者に準ずる	27万円	26万円
要介護3～要介護5	特別障害者に準ずる	40万円	30万円

要介護認定を受けている方は申請しましょう！

## パブリックコメントを実施します

問 保健福祉課 介護福祉係  
☎476-1111(141)

町では、『大崎町老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画』の策定にあたり、住民の皆様のニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、以下のとおりパブリックコメントを実施いたします。

**【募集期間】** 令和2年12月21日（月）から令和3年1月25日（月）まで

**【意見募集対象】** 大崎町老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画（素案）

**【閲覧場所】** 役場本庁1階情報公開コーナー・野方支所・町ホームページ

**【意見提出方法】** 所定の様式を電子メール、郵送、窓口持参のいずれかの方法で保健福祉課介護福祉係へ提出

※様式は閲覧場所に設置してあります。また町ホームページからも入手できます。

**【意見提出期限】** 令和3年1月25日（月）17：00 必着

**【留意事項】** 氏名などを公表はしませんが、学識経験者や専門家にあつては、了承を得たうえで氏名または、団体名を公表する場合があります。なお意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。